

	ウ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの	作成に要する費用相当額
2 マイクロフィルム	用紙に印刷したもの(A4判のものに限る。)の交付	1枚につき 10 円
3 写真フィルム	印画紙に印画したもの	作成に要する費用相当額
4 スライド	印画紙に印画したもの	作成に要する費用相当額
5 録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したもの	1巻につき 310 円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したもの	1巻につき 380 円
7 電磁的記録(5 の項、6 の項又は 8 の項に該当するものを除く。)	ア 用紙に出力したもの(単色刷りで、A3判以下のものに限る。)の交付	1枚につき 10 円
	イ 用紙に出力したもの(多色刷りで、A3判以下のものに限る。)の交付	1枚につき 20 円
	ウ フレキシブルディスクカートリッジに複写したもの	1枚につき 100 円。ただし、電磁的記録を 1 枚に 2 件名以上複写する場合は、2 件名目からの 1 件名につき 50 円を加算した額
	エ 光ディスクに複写したもの	1枚につき 350 円。ただし、電磁的記録を 1 枚に 2 件名以上複写する場合は、2 件名目からの 1 件名につき 100 円を加算した額
	オ 幅 12.7 ミリメートルのオープンリールテープに複写したもの	作成に要する費用相当額
	カ 幅 12.7 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したもの	作成に要する費用相当額
	キ 幅 8 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したもの	作成に要する費用相当額
8 映画フィルム	ク 幅 3.81 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したもの	作成に要する費用相当額
	ビデオカセットテープに複写したもの	作成に要する費用相当額

備考

- 1 用紙に印刷又は出力したもの
- 2 件名とは、第 10 条第 3 項第 3 号に規定する電磁的記録であって、電子計算機で検索することができる、保存するうえでの最小の情報の集合物をいう。
- 3 行政文書の開示を閲覧、聴取又は視聴により行う場合には、無料とする。

別表第2(第18条関係)

行政文書の区分	保存期間
1 ア 条例、規則及び訓令の制定、改廃に関する決裁文書 イ 県行政の総合企画、総合調整及び運営に関する基本方針の決定並びにその変更に関する決裁文書 ウ 執行期間が20年間存続する事務事業の計画及び実施方針の決定並びにこれらの変更に関する決裁文書 エ 法律関係が20年間存続する契約、覚書、協定その他の権利義務に関する決裁文書 オ 法律関係が20年間存続する許可、認可、免許、承認等の行政処分に関する決裁文書 カ 訴訟及び土地収用に関する決裁文書で重要なもの キ 公有財産及び国有財産の取得に関する決裁文書 ク アからキまでに掲げるもののほか、実施機関がこれらの行政文書と同程度の保存期間が必要であると認めるもの	20年
2 ア 執行期間が10年間存続する事務事業の計画及び実施方針の決定並びにこれらの変更に関する決裁文書(1の項ウに該当するものを除く。) イ 法律関係が10年間存続する契約、覚書、協定その他の権利義務に関する決裁文書(1の項エに該当するものを除く。) ウ 法律関係が10年間存続する許可、認可、免許、承認等の行政処分に関する決裁文書(1の項オに該当するものを除く。) エ 訴訟及び土地収用に関する決裁文書(1の項カに該当するものを除く。) オ アからエまでに掲げるもののほか、実施機関がこれらの行政文書と同程度の保存期間が必要であると認めるもの(1の項に該当するものを除く。)	10年
3 ア 契約、覚書、協定その他の権利義務に関する決裁文書(1の項エ又は2の項イに該当するものを除く。) イ 許可、認可、免許、承認等の行政処分に関する決裁文書(1の項オ又は2の項ウに該当するものを除く。) ウ 監査及び検査に関する決裁文書で重要なもの エ アからウまでに掲げるもののほか、実施機関がこれらの行政文書と同程度の保存期間が必要であると認めるもの(1の項又は2の項に該当するものを除く。)	5年
4 ア 事務事業の計画及び実施方針の決定並びにこれらの変更に関する決裁文書(1の項ウ又は2の項アに該当するものを除く。) イ 許可、認可、免許、承認等の行政処分に関する決裁文書で軽易なもの(1の項オ、2の項ウ又は3の項イに該当するものを除く。) ウ ア又はイに掲げるもののほか、実施機関がこれらの行政文書と同程度の保存期間が必要であると認めるもの(1の項から3の項までに該当するものを除く。)	3年
5 ア 事務事業の計画及び実施方針の決定並びにこれらの変更に関する決裁文書で軽易なもの(1の項ウ、2の項ア又は4の項アに該当するものを除く。) イ 契約、覚書、協定その他の権利義務に関する決裁文書で軽易なもの(1の	2年

	項エ、2の項イ又は3の項アに該当するものを除く。） ウ 監査及び検査に関する決裁文書(3の項ウに該当するものを除く。) エ アからウまでに掲げるもののほか、実施機関がこれらの行政文書と同程度の保存期間が必要であると認めるもの(1の項から4の項までに該当するものを除く。)	
6	ア 事務事業の計画及び実施方針の決定並びにこれらの変更に関する決裁文書で特に軽易なもの(1の項ウ、2の項ア、4の項ア又は5の項アに該当するものを除く。) イ 契約、覚書、協定その他の権利義務に関する決裁文書で特に軽易なもの(1の項エ、2の項イ、3の項ア又は5の項イに該当するものを除く。) ウ 許可、認可、免許、承認等の行政処分に関する決裁文書で軽易なもの(1の項オ、2の項ウ、3の項イ又は4の項イに該当するものを除く。) エ アからウまでに掲げるもののほか、実施機関がこれらの行政文書と同程度の保存期間が必要であると認めるもの(1の項から5の項までに該当するものを除く。)	1年
7	その他の行政文書	事務処理上必要な1年未満の期間

備考 決裁文書とは、実施機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれに類する行為を行うことにより、その内容を実施機関の意思として決定し、又は確認した行政文書をいう。

(様式省略)

○ 茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

〔平成 17 年 7 月 21 日〕
規 程 第 1 号

改正 令和 5 年 3 月 30 日規程第 2 号

茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例(平成 17 年茨城県条例第 1 号)の規定に基づき同条例の施行に関し霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会が定める権限を有する事項については、茨城県個人情報の保護に関する法律等施行細則(令和 5 年茨城県規則第 16 号)に定める例によるものとする。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

付 則 (令和 5 年規程第 2 号)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

○ 茨城県個人情報の保護に関する条例

平成 17 年 3 月 24 日
茨城県条例第 1 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、県における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、県行政の適正な執行に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、**海区漁業調整委員会**、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者をいう。

2 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第 2 号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

3 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

4 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

5 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書(茨城県情報公開条例(平成 12 年茨城県条例第 5 号)第 2 条第 2 項に規定する行政文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

6 この条例において「特定個人情報」とは、個人情報であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。)第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報に該当するものをいう。

7 この条例において「情報提供等記録」とは、番号利用法第 23 条第 1 項及び第 2 項(これらの規定を番号利用法第 26 条において準用する場合を含む。)の規定による記録に記録された特定個人情報

8 この条例において「保有特定個人情報」とは、保有個人情報であつて、特定個人情報に該当する

ものをいう。

9 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(平 17 条例 82・平 27 条例 43(平 29 条例 2)・平 29 条例 2・一部改正)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益の保護に十分に留意して行うように努めなければならない。

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第4条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、所掌事務を遂行するため必要な場合に限る、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(個人情報の収集の制限等)

第5条 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意に基づき収集するとき。

(2) 法令又は条例の規定に基づき収集するとき。

(3) 人の生命、身体又は財産の保護を目的として収集するとき。

(4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

(5) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。

(6) 他の実施機関、国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)から提供を受ける場合であつて、提供を受けて収集することについて相当な理由のあるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、事務の性質上、本人から収集したのではその目的の達成に支障が生じ、又は当該事務の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき、その他本人以外から収集することについて相当な理由のあるとき。

2 実施機関は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

3 実施機関は、次に掲げる場合を除き、要配慮個人情報を収集してはならない。

(1) 法令又は条例に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関が所掌事務を遂行するために必要であり、かつ、欠くことができない場合

4 実施機関は、個人情報収集するときは、適法かつ公正な方法により収集しなければならない。
(平28条例5・平29条例2・一部改正)

(正確性の確保)

第6条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第7条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により県の公の施設の管理を行う指定管理者がその業務を行う場合について準用する。

(平17条例38・一部改正)

(従事者の義務)

第8条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者、前条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は県の公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(平17条例38・一部改正)

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、法令又は条例に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
(2) 実施機関が所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
(3) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る保有個人情報を利用し、かつ、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

(平27条例43・一部改正)

(保有特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合

であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(平 27 条例 43・追加・一部改正)

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第 10 条 実施機関は、第 9 条第 2 項第 3 号又は第 4 号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(平 27 条例 43・一部改正)

第 3 章 個人情報保有事務登録簿

(個人情報保有事務登録簿の作成及び閲覧)

第 11 条 実施機関は、個人情報を保有する事務(氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により特定の個人を容易に検索し得る状態で個人情報が記録されている行政文書を使用するものに限る。以下この条において「個人情報保有事務」という。)について、その保有の状況を明らかにするため、次に掲げる事項を記載した個人情報保有事務登録簿(第 3 項において「登録簿」という。)を作成し、これを一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報保有事務の名称
- (2) 個人情報保有事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報保有事務に係る主な行政文書の名称
- (4) 保有個人情報の利用目的
- (5) 個人情報保有事務に係る行政文書に記録される項目(第 3 項において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号によらないで検索し得る者に限る。)として当該行政文書に記録される者の範囲
- (6) 保有個人情報の収集方法
- (7) 保有個人情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 犯罪の捜査又は租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する個人情報
- (2) 国の安全その他の国の重大な利益に関する個人情報
- (3) 県の職員又は職員であった者に係る個人情報
- (4) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の職員又は職員であった者に係る個人情報であって、職務の遂行に関するもの
- (5) 一般に入手し得る刊行物等に記録されている個人情報
- (6) 1 年以内に消去することとなる個人情報
- (7) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する個人情報であって、送付又は連絡の相手先の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみに関するもの

3 第 1 項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは同項第 6 号若しくは第 7 号に掲げる事項を登録簿に記載し、又は個人情報保有事務について登録簿を作成することにより、個人情報保有事務の性質上、当該個人情報保有事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが

あると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報保有事務について登録簿を作成しないことができる。

(平 29 条例 2・一部改正)

第 4 章 開示、訂正及び利用停止

第 1 節 開示

(開示請求権)

第 12 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下同じ。))は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(平 27 条例 43・一部改正)

(開示請求の手続)

第 13 条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第 3 項において「開示請求書」という。))を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第 2 項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。))に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第 14 条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。))のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令又は条例の規定により、開示することができないと認められる情報

(2) 開示請求者(第 12 条第 2 項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第 4 号、次条第 2 項並びに第 22 条第 1 項において同じ。))の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。))であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令(条例、規則等を含む。第 24 条、第 27 条第 1 項及び第 35 条第 1 項において同じ。))の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務

員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (4) 法人その他の団体(県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

- (6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (7) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(平 19 条例 43・平 27 条例 43・平 29 条例 2・一部改正)

(部分開示)

第 15 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 3 号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(平 29 条例 2・一部改正)

(裁量的開示)

第 16 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報(第 14 条第 1 号に掲げる情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第 17 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第 18 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 5 条第 2 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第 19 条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から 15 日以内に行なければならない。ただし、第 13 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 45 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 20 条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(事案の移送)

第 21 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。第 33 条第 1 項並びに第 35 条第 1 項及び第 3 項において同じ。)が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第 18 条第 1 項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送を

した実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(平 27 条例 43・一部改正)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 22 条 開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第 42 条第 2 項及び第 43 条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第 14 条第 3 号イ又は同条第 4 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第 16 条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第 42 条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平 28 条例 5・一部改正)

(開示の実施)

第 23 条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の実施機関が定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第 18 条第 1 項に規定する通知があつた日から 30 日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第 24 条 実施機関は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)が前条第 1 項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第 1 項本文の閲覧と

みなして、前項の規定を適用する。

(平 27 条例 43・一部改正)

(簡易開示手続)

第 25 条 開示請求があったときは直ちに開示することをあらかじめ実施機関において決定し、告示した保有個人情報に係る開示については、第 13 条、第 18 条、第 19 条及び第 23 条の規定にかかわらず、実施機関において定めた簡易の手続によることができる。

(費用負担)

第 26 条 保有個人情報の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示に係る費用として実費の範囲内において規則で定める額を負担しなければならない。

第 2 節 訂正

(訂正請求権)

第 27 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第 35 条第 1 項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第 24 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第 28 条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第 3 項において「訂正請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、実施機関が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第 2 項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第 29 条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第 30 条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第31条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第28条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第32条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第33条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報第21条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第30条第1項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第34条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(平27条例43(平29条例2)・一部改正)

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第35条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第5条の規定に違反して収集されたものであるとき、第9条若しくは第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(個人情報を含む情報の集合物であつて、番号利用法

第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルに該当するものをいう。)に記録されているとき
当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第 9 条又は番号利用法第 19 条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

(平 27 条例 43・平 29 条例 2・一部改正)

(利用停止請求の手続)

第 36 条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第 3 項において「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足る事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、実施機関が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第 2 項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第 37 条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第 38 条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第 39 条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があつた日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 36 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第 40 条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければ

ばならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

第5章 審査請求

(平28条例5・改称)

第1節 諮問等

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第41条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(平28条例5・全改)

(審査会への諮問)

第42条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、茨城県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした実施機関(第44条において「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(平28条例5・一部改正)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第43条 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平28条例5・一部改正)

第2節 審査会の調査審議の手続等

(平20条例2・改称)

(審査会の調査権限)

第44条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用

停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(平20条例2・平28条例5・一部改正)

(意見の陳述)

第45条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(平20条例2・平28条例5・一部改正)

(意見書等の提出)

第46条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(平20条例2・平28条例5・一部改正)

(委員による調査手続)

第47条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第44条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第45条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(平20条例2・平28条例5・一部改正)

(提出資料の写しの送付等)

第48条 審査会は、第44条第3項若しくは第4項又は第46条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(平20条例2・平28条例5・一部改正)

(調査審議手続の非公開)

第 49 条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(平 20 条例 2・一部改正)

(守秘義務)

第 50 条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平 20 条例 2・一部改正)

(答申書の送付等)

第 51 条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(平 20 条例 2・平 28 条例 5・一部改正)

(裁決)

第 52 条 実施機関は、諮問に対する答申があったときは、答申を尊重して裁決をしなければならない。

(平 28 条例 5・一部改正)

第 6 章 雑則

(適用除外等)

第 53 条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査及び同条第 7 項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第 11 項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報、同条第 8 項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報並びに国の行政機関(同条第 1 項に規定する行政機関をいう。以下この号において同じ。)が同法第 29 条第 1 項の規定により国の他の行政機関から提供を受けた同法第 2 条第 10 項に規定する行政記録情報に含まれる個人情報
- (2) 統計法第 24 条第 1 項の規定によりその名称等について総務大臣に届け出られた同法第 2 条第 5 項に規定する統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- 2 前 2 章の規定は、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)第 4 章の規定が適用されないこととされている保有個人情報については、適用しない。
- 3 保有個人情報(茨城県情報公開条例第 7 条に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第 4 章の規定の適用については、実施機関に保有されていないものとみなす。

(平 20 条例 40・一部改正)

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第 54 条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該実施機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第 55 条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(施行の状況の公表)

第 56 条 知事は、毎年度、各実施機関に係るこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公

表するものとする。

(委任)

第 57 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、実施機関が定める。

第 7 章 罰則

第 58 条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第 7 条第 2 項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は県の公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、保有個人情報(個人の秘密に属する事項を含むものに限る。)を含む情報の集合物であつて一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

(平 17 条例 38・一部改正)

第 59 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 60 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 61 条 第 50 条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 62 条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項中公安委員会及び警察本部長に関する部分の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成 18 年規則第 1 号で平成 18 年 4 月 1 日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にされているこの条例による改正前の茨城県個人情報の保護に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第 14 条第 1 項の規定による個人情報の開示の請求は、この条例による改正後の茨城県個人情報の保護に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第 12 条第 1 項の規定による保有個人情報の開示の請求とみなす。

3 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第 22 条第 1 項の規定による個人情報の訂正の請求は、改正後の条例第 27 条第 1 項の規定による保有個人情報の訂正の請求とみなす。

4 前 2 項に定めるもののほか、改正前の条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(茨城県行政組織条例の一部改正)

5 茨城県行政組織条例(昭和 38 年茨城県条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(平成 17 年条例第 38 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 17 年条例第 82 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

7 施行日前にこの条例による改正前の茨城県病院事業の設置等に関する条例、茨城県情報公開条例及び茨城県個人情報の保護に関する条例(以下「改正前の条例」と総称する。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においてはこの条例による改正後の茨城県病院事業の設置等に関する条例、茨城県情報公開条例及び茨城県個人情報の保護に関する条例(以下「改正後の条例」と総称する。)の規定により病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における改正後の条例の適用については、改正後の条例の相当規定により当該病院事業管理者がした処分その他の行為又は当該病院事業管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

付 則(平成 19 年条例第 43 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 20 年条例第 2 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(茨城県個人情報の保護に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

12 この条例の施行前に茨城県個人情報保護審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは茨城県情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について茨城県個人情報保護審議会がした調査審議の手続は茨城県情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。

13 この条例の施行前に茨城県個人情報保護審議会の委員であった者については、これを施行日に茨城県情報公開・個人情報保護審査会の委員を退いた者とみなして、付則第 11 項の規定による改正後の茨城県個人情報の保護に関する条例第 50 条の規定を適用する。

付 則(平成 20 年条例第 40 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 27 年条例第 43 号)

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成 29 年規則第 50 号で平成 29 年 7 月 18 日から施行)

付 則(平成 28 年条例第 5 号)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

付 則(平成 29 年条例第 2 号)

この条例は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

○茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則

平成 17 年 5 月 26 日
茨城県規則第 59 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茨城県個人情報の保護に関する条例(平成 17 年茨城県条例第 1 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、知事が保有する保有個人情報についての開示の手続その他条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人識別符号)

第 2 条 条例第 2 条第 3 項の規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名 DNA)を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 旅券法(昭和 26 年法律第 267 号)第 6 条第 1 項第 1 号の旅券の番号

(3) 国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 14 条に規定する基礎年金番号

(4) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番号

(5) 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 7 条第 13 号に規定する住民票コード

(6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。)第 2 条第 5 項に規定する個人番号

(7) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 9 条第 2 項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

(8) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 54 条第 3 項の被保険者証の番号及び保険者番号

(9) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 12 条第 3 項の被保険者証の番号及び保険者番号

(10) 健康保険法施行規則(大正 15 年内務省令第 36 号)第 47 条第 1 項及び第 2 項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

(11) 健康保険法施行規則第 52 条第 1 項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

(12) 船員保険法施行規則(昭和 15 年厚生省令第 5 号)第 35 条第 1 項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

(13) 船員保険法施行規則第 41 条第 1 項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

(14) 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 2 条第 5 号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号

(15) 出入国管理及び難民認定法第 19 条の 4 第 1 項第 5 号の在留カードの番号

(16) 私立学校教職員共済法施行規則(昭和 28 年文部省令第 28 号)第 1 条の 7 の加入者証の加入者番号

- (17) 私立学校教職員共済法施行規則第 3 条第 1 項の加入者被扶養者証の加入者番号
- (18) 私立学校教職員共済法施行規則第 3 条の 2 第 1 項の高齢受給者証の加入者番号
- (19) 国民健康保険法施行規則(昭和 33 年厚生省令第 53 号)第 7 条の 4 第 1 項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (20) 国家公務員共済組合法施行規則(昭和 33 年大蔵省令第 54 号)第 89 条の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- (21) 国家公務員共済組合法施行規則第 95 条第 1 項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (22) 国家公務員共済組合法施行規則第 95 条の 2 第 1 項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (23) 国家公務員共済組合法施行規則第 127 条の 2 第 1 項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (24) 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号)第 93 条第 2 項の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- (25) 地方公務員等共済組合法施行規程第 100 条第 1 項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (26) 地方公務員等共済組合法施行規程第 100 条の 2 第 1 項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (27) 地方公務員等共済組合法施行規程第 176 条第 2 項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (28) 雇用保険法施行規則(昭和 50 年労働省令第 3 号)第 10 条第 1 項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (29) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)第 8 条第 1 項第 3 号の特別永住者証明書の番号
(平 29 規則 42・追加、平 30 規則 38・一部改正)

(要配慮個人情報)

第 2 条の 2 条例第 2 条第 4 項の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

- (1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)にいう知的障害者の知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 5 条に規定する精神障害者の精神障害(発達障害者支援法(平成 16 年法律第 167 号)第 2 条第 1 項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

- (5) 本人を少年法(昭和 23 年法律第 168 号)第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(平 29 規則 42・追加)

(個人情報保有事務登録簿への登録等)

第 2 条の 3 知事は、個人情報保有事務を行おうとするときは、当該個人情報保有事務について、あらかじめ、条例第 11 条第 1 項各号に掲げる事項を個人情報保有事務登録簿(様式第 1 号)に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 知事は、前項の規定により登録した個人情報保有事務について、これを行うことをやめたときは、速やかに、当該個人情報保有事務に係る登録を抹消するものとする。

(平 29 規則 42・旧第 2 条繰下)

(条例第 11 条第 1 項第 8 号の実施機関が定める事項)

第 3 条 条例第 11 条第 1 項第 8 号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報保有事務の開始年月日(登録した事項を変更する場合にあっては、変更年月日)
- (2) 個人情報保有事務の根拠法令

(保有個人情報開示請求書)

第 4 条 条例第 13 条第 1 項に規定する開示請求書(以下「開示請求書」という。)は、保有個人情報開示請求書(様式第 2 号)とする。

- 2 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報について次に掲げる事項を記載することができる。

- (1) 求める開示の実施の方法(文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については条例第 23 条第 1 項の規定により知事が定める方法をいう。第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号並びに第 13 条第 1 号において同じ。)
- (2) 保有個人情報が記録されている行政文書の写しの送付の方法(以下単に「写しの送付の方法」という。)による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

(開示請求における本人確認手続等)

第 5 条 開示請求をする者は、知事に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、番号利用法第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書その他法令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため知事が適当と認める書類

- 2 開示請求書を知事に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を知事に提出すれば足りる。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
- (2) その者の住民票の写し(番号利用法第 2 条第 5 項に規定する個人番号の記載がないものに限る。)その他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして知事が適当と認める書類であって、開示請求をする日前 30 日以内に作成されたもの

- 3 条例第 12 条第 2 項の規定により法定代理人が開示請求をする場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類(開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。)

を知事に提示し、又は提出しなければならない。

- 4 条例第 12 条第 2 項の規定により本人の委任による代理人が保有特定個人情報の開示請求をする場合には、当該代理人は、本人の記名がある委任状を知事に提出しなければならない。
- 5 開示請求(条例第 21 条第 1 項の規定により知事に移送されたものを含む。)をした法定代理人又は本人の委任による代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を知事に届け出なければならない。
- 6 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。
(平 24 規則 31・平 27 規則 78・平 29 規則 42・一部改正)
(条例第 18 条第 1 項の実施機関が定める事項)

第 6 条 条例第 18 条第 1 項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
 - (2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所
 - (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
- 2 開示請求書に第 4 条第 2 項各号に掲げる事項が記載されている場合における条例第 18 条第 1 項の実施機関が定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
- (1) 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合 その旨及び前項各号に掲げる事項
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項
- (保有個人情報開示決定通知書等)

第 7 条 条例第 18 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報の全部を開示する場合にあつては保有個人情報開示決定通知書(様式第 3 号)により、保有個人情報の一部を開示する場合にあつては保有個人情報部分開示決定通知書(様式第 4 号)により行うものとする。

- 2 条例第 18 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書(様式第 5 号)により行うものとする。
- 3 条例第 19 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第 6 号)により行うものとする。
- 4 条例第 20 条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間特例通知書(様式第 7 号)により行うものとする。
- 5 条例第 21 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(様式第 8 号)により行うものとする。

(条例第 22 条第 1 項の実施機関が定める事項)

第 8 条 条例第 22 条第 1 項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(条例第 22 条第 2 項の実施機関が定める事項)

第 9 条 条例第 22 条第 2 項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 条例第 22 条第 2 項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(意見書提出についての通知書等)

第 10 条 条例第 22 条第 1 項又は第 2 項の規定による通知は、意見書提出についての通知書(様式第 9 号)により行うものとする。

2 条例第 22 条第 3 項の規定による通知は、保有個人情報の開示決定に係る通知書(様式第 10 号)により行うものとする。

(開示の実施の方法)

第 11 条 次の各号に掲げる文書又は図画に記録されている保有個人情報の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- (1) 文書又は図画(次号から第 4 号まで又は第 4 項に該当するものを除く。) 当該文書又は図画(条例第 23 条第 1 項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第 1 号に定めるもの)
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格 A 列 4 番(次項第 2 号及び別表の 2 の項において「A4 判」という。)の用紙に印刷したもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したもの
- (4) スライド 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画に記録されている保有個人情報の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

- (1) 文書又は図画(次号から第 4 号まで又は第 4 項に該当するものを除く。) 当該文書又は図画を乾式複写機により日本産業規格 A 列 3 番(以下「A3 判」という。)以下の大きさの用紙に複写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書又は図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを A4 判の用紙に印刷したもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
- (4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの

3 次の各号に掲げる電磁的記録に記録されている保有個人情報についての条例第 23 条第 1 項の実施機関が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法
 - ア 録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本産業規格 C5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。別表の 5 の項において同じ。)に複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
 - ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本産業規格 C5581 に適合する記録時間 120 分のものに限る。次項第 2 号並びに別表の 6 の項及び 8 の項において同じ。)に複写したものの交付
- (3) 電磁的記録(前 2 号、次号又は次項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であって、知事はその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。次号において同じ。)により行うことができるもの
 - ア 当該電磁的記録を A3 判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 - イ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備えられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴
 - ウ 当該電磁的記録を A3 判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
 - エ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本産業規格 X6223 に適合する幅 90 ミリメートルのものに限る。別表の 7 の項ウにおいて同じ。)に複写したものの交付
 - オ 当該電磁的記録を光ディスク(日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。別表の 7 の項エにおいて同

じ。)に複写したものの交付

- (4) 電磁的記録(前号エ又はオに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。) 次に掲げる方法であって、知事はその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 前号ア又はウに掲げる方法

イ 当該電磁的記録を幅 12.7 ミリメートルのオープンリールテープ(日本産業規格 X6103、X6104 又は X6105 に適合する長さ 731.52 メートルのものに限る。別表の 7 の項オにおいて同じ。)に複写したものの交付

ウ 当該電磁的記録を幅 12.7 ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本産業規格 X6123、X6132 若しくは X6135 又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格(以下この号において「国際規格」という。)14833、15895 若しくは 15307 に適合するものに限る。別表の 7 の項カにおいて同じ。)に複写したものの交付

エ 当該電磁的記録を幅 8 ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本産業規格 X6141 若しくは X6142 又は国際規格 15757 に適合するものに限る。別表の 7 の項キにおいて同じ。)に複写したものの交付

オ 当該電磁的記録を幅 3.81 ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本産業規格 X6127、X6129、X6130 又は X6137 に適合するものに限る。別表の 7 の項クにおいて同じ。)に複写したものの交付

4 映画フィルムに記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
- (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

(平 28 規則 40・一部改正)

(開示の実施の方法等の申出)

第 12 条 条例第 23 条第 2 項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法等申出書(様式第 11 号)により行わなければならない。

2 第 6 条第 2 項第 1 号に掲げる場合に該当する旨の条例第 18 条第 1 項の規定による通知があつた場合において、第 4 条第 2 項各号に掲げる事項を変更しないときは、条例第 23 条第 2 項の規定による申出は、することを要しない。

(条例第 23 条第 2 項の実施機関が定める事項)

第 13 条 条例第 23 条第 2 項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)
 - (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
 - (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨
- (費用負担)

第 14 条 条例第 26 条の規則で定める額は、別表の左欄に掲げる保有個人情報が記録されている行政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める費用の額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額)とする。

2 前項の費用は、前納とする。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、第 1 項の費用のほか郵送料を負担して、保有個人情報が記録されている行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合においては、当該郵送料に相当する額の郵便切手を知事に提出しなければならない。

(費用の額等の通知)

第 15 条 条例第 23 条第 2 項の規定により保有個人情報の開示を受ける者から写しの送付の方法による開示の実施の申出がなされた場合には、実施機関は、その者に対し、前条の規定により算定した費用の額及び郵送料の額を通知しなければならない。

2 開示請求書に第 4 条第 2 項第 2 号に掲げる事項が記載されている場合において第 6 条第 2 項第 1 号に掲げる場合に該当する旨の条例第 18 条第 1 項の規定による通知をするときは、当該通知をするときに前項に規定する申出がなされたものとみなして、同項の規定を適用する。

(保有個人情報訂正請求書)

第 16 条 条例第 28 条第 1 項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第 12 号)とする。

(訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用)

第 17 条 第 5 条(第 5 項及び第 6 項を除く。)の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。この場合において、同条第 3 項及び第 4 項中「第 12 条第 2 項」とあるのは、訂正請求については「第 27 条第 2 項」と、利用停止請求については「第 35 条第 2 項」と読み替えるものとする。

(平 27 規則 78・一部改正)

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第 18 条 条例第 30 条第 1 項の規定による通知は、訂正請求に係る保有個人情報の全部の訂正をする場合にあっては保有個人情報訂正決定通知書(様式第 13 号)により、一部の訂正をする場合にあっては保有個人情報部分訂正決定通知書(様式第 14 号)により行うものとする。

2 条例第 30 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書(様式第 15 号)により行うものとする。

3 条例第 31 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(様式第 16 号)により行うものとする。

4 条例第 32 条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間特例通知書(様式第 17 号)により行うものとする。

5 条例第 33 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(様式第 18 号)により行うものとする。

6 条例第 34 条の規定による通知は、保有個人情報訂正実施通知書(様式第 19 号)により行うものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第 19 条 条例第 36 条第 1 項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式第 20 号)とする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第 20 条 条例第 38 条第 1 項の規定による通知は、利用停止請求に係る保有個人情報の全部の利用停止をする場合にあっては保有個人情報利用停止決定通知書(様式第 21 号)により、一部の利用停止をする場合にあっては保有個人情報部分利用停止決定通知書(様式第 22 号)により行うものとする。

2 条例第 38 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書(様式第 23 号)により行うものとする。

3 条例第 39 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書(様式第 24 号)により行うものとする。

4 条例第 40 条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間特例通知書(様式第 25 号)により行うものとする。

(審査会諮問通知書)

第 21 条 条例第 42 条第 2 項の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第 26 号)により行うものとする。

(平 20 規則 12・平 28 規則 40・一部改正)

(提出資料の閲覧請求)

第 22 条 条例第 48 条第 2 項の規定による審査会に提出された意見書又は資料の閲覧の求めは、書面により行わなければならない。

(平 20 規則 12・平 28 規則 40・一部改正)

(答申の内容の公表)

第 23 条 条例第 51 条の規定による答申の内容の公表は、総務部知事公室報道・広聴課において行うものとする。

(平 30 規則 38・一部改正)

(施行の状況の公表)

第 24 条 条例第 56 条の規定による条例の施行の状況の公表は、次に掲げる事項をインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

- (1) 個人情報保有事務の登録に関する事項
- (2) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求に関する事項
- (3) 審査請求に関する事項

(平 28 規則 40・平 29 規則 11・一部改正)

付 則

- 1 この規則は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に行っている個人情報保有事務については、第 2 条第 1 項の規定中「個人情報保有事務を行おうとするときは、当該個人情報保有事務について、あらかじめ」とあるのは、「現に行っている個人情報保有事務について、遅滞なく」と読み替えて、同項の規定を適用する。

付 則(平成 20 年規則第 12 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 24 年規則第 31 号)

- 1 この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号(これらの規定を改正後の規則第 17 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 19 条の 3 に規定する中長期在留者が所持する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成 21 年法律第 79 号。次項において「改正法」という。)第 4 条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号。第 4 項において「旧外国人登録法」という。))に規定する外国人登録証明書(以下「外国人登録証明書」という。))は出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 に規定する在留カードとみなし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)に定める特別永住者が所持する外国人登録証明書は同法第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書とみなす。この場合において、改正後の規則様式第 2 号、様式第 12 号及び様式第 20 号中「☐在留カード又は特別永住者証明書 ☐その他()」とあるのは、「☐在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 ☐その他()」とする。
- 3 前項の規定により、外国人登録証明書が同項に規定する在留カードとみなされる期間は改正法附則第 15 条第 2 項各号に定める期間とし、前項に規定する特別永住者証明書とみなされる期間

は改正法附則第 28 条第 2 項各号に定める期間とする。

- 4 改正後の規則第 5 条第 2 項第 2 号(改正後の規則第 17 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、旧外国人登録法に規定する外国人登録原票の写しは、それが作成された日から起算して 30 日を経過する日までの間は、同号に掲げる書類とみなす。

付 則(平成 27 年規則第 78 号)

- 1 この規則は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項第 1 号の改正規定並びに様式第 2 号、様式第 12 号及び様式第 20 号の改正規定(「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める部分に限る。)は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 25 年法律第 28 号。以下「番号利用法整備法」という。)第 20 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた番号利用法整備法第 19 条の規定による改正前の住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「旧住民基本台帳法」という。)第 30 条の 44 第 3 項の規定により交付された住民基本台帳カードは、番号利用法整備法第 20 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第 30 条の 44 第 9 項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。)第 17 条第 1 項の規定により番号利用法第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、同項に規定する個人番号カードとみなして、前項ただし書に規定する改正規定による改正後の茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則第 5 条第 1 項第 1 号並びに様式第 2 号、様式第 12 号及び様式第 20 号の規定を適用する。

付 則(平成 28 年規則第 40 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日前に茨城県個人情報の保護に関する条例(平成 17 年茨城県条例第 1 号)第 18 条各項の規定によりされた決定に係る保有個人情報(同条例第 2 条第 3 項に規定する保有個人情報という。)の開示に係る費用の額については、第 2 条の規定による改正後の茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(平成 29 年規則第 11 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 29 年規則第 42 号)

この規則は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

付 則(平成 30 年規則第 38 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 2 年規則第 70 号)

この規則は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(令和 2 年規則第 83 号)

この規則は、令和 2 年 12 月 28 日から施行する。

別表(第 14 条関係)

(平 28 規則 40・一部改正)

行政文書の種別	開示の実施の方法	費用の額
1 文書又は図画(2 の項から 4 の項まで又は 8 の項に該当するものを除く。)	ア 乾式複写機により複写したもの(単色刷りで、A3 判以下のものに限る。)の交付	1 枚につき 10 円
	イ 乾式複写機により複写したもの(多色刷りで、A3 判以下のものに限る。)の交付	1 枚につき 20 円
	ウ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用相当額
2 マイクロフィルム	用紙に印刷したもの(A4 判のものに限る。)の交付	1 枚につき 10 円
3 写真フィルム	印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用相当額
4 スライド	印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用相当額
5 録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したものの交付	1 巻につき 310 円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したものの交付	1 巻につき 380 円
7 電磁的記録(5 の項、6 の項又は 8 の項に該当するものを除く。)	ア 用紙に出力したもの(単色刷りで、A3 判以下のものに限る。)の交付	1 枚につき 10 円
	イ 用紙に出力したもの(多色刷りで、A3 判以下のものに限る。)の交付	1 枚につき 20 円
	ウ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1 枚につき 100 円。ただし、1 枚のフレキシブルディスクカートリッジに 2 件名以上の電磁的記録を複写する場合は、100 円に 1 を超える件名の数に 50 円を乗じて得た額を加算した額
	エ 光ディスクに複写したものの交付	1 枚につき 350 円。ただし、1 枚の光ディスクに 2 件名以上の電磁的記録を複写する場合は、350 円に 1 を超える件名の数に 100 円を乗じて得た額を加算した額
	オ 幅 12.7 ミリメートルのオープンリールテープに複写したも	作成に要する費用相当額

	ものの交付	
	カ 幅 12.7 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	作成に要する費用相当額
	キ 幅 8 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	作成に要する費用相当額
	ク 幅 3.81 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	作成に要する費用相当額
8 映画フィルム	ビデオカセットテープに複写したものの交付	作成に要する費用相当額

備考

- 1 用紙に印刷し、又は出力したものの交付を行う場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として費用の額を算定する。
- 2 件名とは、電子計算機で検索することができる、保存する上での最小の情報の集合物をいう。
- 3 保有個人情報の開示を閲覧、聴取又は視聴により行う場合には、無料とする。

(様 式 省 略)

○ 茨城県特定個人情報等の適切な管理に関する基本方針を定める規程

平成29年3月31日
茨城県訓令第4号
(略)
茨城海区漁業調整委員会訓令第1号
霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会訓令第1号
茨城県内水面漁場管理委員会訓令第1号
改正 令和5年3月30日
霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会訓令第1号

茨城県特定個人情報等の適切な管理に関する基本方針を定める規程を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この訓令は、特定個人情報等の適切な管理に関する基本的な方針に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定個人情報等 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。次号において「番号利用法」という。)第2条第5項の個人番号及び同条第8項の特定個人情報をいう。
- (2) 関係法令等 番号利用法、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号)、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成28年茨城県条例第16号)をいう。

(関係法令等の遵守)

第3条 特定個人情報等を取り扱う職員(非常勤職員を含む。以下「職員」という。)は、特定個人情報等を取り扱うに当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

(特定個人情報等の適切な収集、保管、利用、提供及び廃棄)

第4条 職員は、特定個人情報等を適切に収集し、保管し、利用し、及び提供しなければならない。

2 職員は、不要となった特定個人情報等については、速やかに廃棄しなければならない。

(特定個人情報等の適切な管理のための措置)

第5条 別に定めるところにより特定個人情報等の管理に関する事務の総括の任に当たることとされる者は、特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する者は、同項の措置について、継続的に見直しを行い、その改善に努めるものとする。

付 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年11月2日)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則 (令和5年3月30日)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

○茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程

〔平成 16 年 5 月 24 日〕
規 程 第 1 号

茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成 16 年茨城県条例第 9 号)の規定に基づき同条例の施行に関し霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会が定める権限を有する事項については、茨城県知事に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成 16 年茨城県規則第 60 号)に定める例によるものとする。

付 則

この規程は、平成 16 年 5 月 25 日から施行する。

○ 茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

平成 16 年 3 月 25 日
茨城県条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、県の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例、議会等の規則(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 120 条の会議規則及び法第 130 条第 3 項の規則をいう。)、執行機関の規則その他の規程(法第 15 条第 1 項の規則及び法第 138 条の 4 第 2 項の規則その他の規程をいう。以下同じ。))及び企業管理規程(地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 10 条の企業管理規程をいう。以下同じ。)をいう。
- (2) 県の機関 議会、執行機関、公営企業管理者、病院事業管理者、これらに置かれる機関若しくはこれらの管理に属する機関又はこれらの機関の職員であって法律若しくは条例の規定上独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき県の機関に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他の条例等の規定に基づき県の機関が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(平 17 条例 82・一部改正)

(電子情報処理組織による申請等)

第 3 条 県の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第 1 項の規定により行われた申請等は、同項の県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関に到達したものとみなす。

- 4 第1項の場合において、県の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 県の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

- 4 第1項の場合において、県の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 県の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 県の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の場合において、県の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(適用除外)

第7条 別表の左欄に掲げる条例の同表の中欄に掲げる規定に基づく申請等又は処分通知等については、それぞれ同表の右欄に定めるこの条例の規定は、適用しない。

(手続等に係る情報システムの整備等)

第8条 県は、県の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 県は、県の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第9条 知事は、少なくとも毎年度1回、県の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(規則等)

第10条 この条例における規則等は、執行機関(監査委員、労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会を除く。)に係る手続等にあつては当該執行機関の規則その他の規程、公営企業管理者及び病院事業管理者に係る手続等にあつては企業管理規程、その他の機関に係る手続等にあつては当該機関の規程とする。

(平16条例49・平17条例82・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第59号で平成16年5月25日から施行)

(茨城県行政手続条例の一部改正)

2 茨城県行政手続条例(平成7年茨城県条例第5号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(平成16年条例第49号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

付 則(平成17年条例第82号)抄

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成22年条例第32号)抄

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(令和元年条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

別表(第7条関係)

(平22条例32・令元条例20・一部改正)

茨城県金属くず取扱業に関する条例(昭和32年茨城県条例第3号)	第7条第1項及び第3項並びに第21条第1項及び第5項	第4条
茨城県木材業者等登録条例(昭和36年茨城県条例第6号)	第5条第3項及び第6条	第4条
茨城県立自然公園条例(昭和37年茨城県条例第17号)	第21条第4項及び第5項(これらの規定を同条第8項において準用する場合を含む。)	第4条
茨城県食品衛生条例(昭和40年茨城県条例第41号)	第4条第4項及び第7項並びに第6条第3項及び第4項	第4条
茨城県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和45年茨城県条例第54号)	第3条第1項	第3条

○ 茨城県知事に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

平成 16 年 5 月 24 日
茨城県規則第 60 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成 16 年茨城県条例第 9 号。以下「情報通信技術利用条例」という。)第 3 条から第 6 条までの規定に基づき、又は準じて、他の規則に特別の定めのあるもののほか、知事(知事に置かれる機関若しくは知事の管理に属する機関又はこれらの機関の職員であって法律若しくは条例の規定上独立に権限を行使することを認められたものを含む。以下同じ。)に係る手続等を電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、情報通信技術利用条例で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号)第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。
- (2) 電子証明書 申請等を行う者又は知事が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第 3 条 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、知事の定めるところにより、次に掲げる事項を情報通信技術利用条例第 3 条第 1 項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して申請等を行わなければならない。ただし、申請等を行う者が、第 2 号に掲げる事項を入力することに代えて条例等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

- (1) 知事が指定する様式に記録すべき事項
 - (2) 当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項(前号に掲げるものを除く。)
- 2 前項に規定する入力は、知事の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に知事から付与されるプログラムを正常に移動させられる機能(知事からプログラムを付与される場合に限る。)を備えた電子計算機を使用して行わなければならない。
- 3 知事は、第 1 項第 2 号に規定する書面等のうち知事が定める事項が入力され、申請等が行われたときは、知事の定める期間、当該入力事項の確認のために必要な限度において当該書面等の提出を求めることができる。
- 4 知事が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等を行う者は、当該申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。
- (1) 商業登記法(昭和 38 年法律第 125 号)第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項(これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。))の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
 - (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第 3 条第 1 項に規定する署名用電子証明書
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、知事の定める電子証明書

- 5 知事が指定するところにより識別番号及び暗証番号を用いることとされている申請等を行う者は、事前に入手した識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力しなければならない。
- 6 条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する申請等を行うときは、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。
- 7 第1項の書面等又は前項の書面等以外の有体物は、知事の定めるところにより、情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する申請等を行った日から知事の定める期限までに提出しなければならない。
- 8 条例等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第1項の規定に基づき当該書面等のうち1通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。
- 9 知事は、電子情報処理組織を使用して申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該申請等について定めた条例等の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項を入力することを要しないものとしてすることができる。
 - (1) 申請等を行う者に係る第4項第1号に掲げる電子証明書を送信するとき 当該申請等を行う者に係る登記事項証明書又は印鑑証明書に記載された事項
 - (2) 申請等を行う者に係る第4項第2号に掲げる電子証明書を送信するとき 当該申請等を行う者に係る住民票の写し又は印鑑証明書に記載された事項
 - (3) 電気通信回線を使用して知事に登記情報(電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226号)第2条第1項に規定する登記情報をいう。)の利用を依頼するとき 当該登記情報に係る登記事項証明書に記載された事項

(平17規則116・平28規則4・一部改正)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 知事は、情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により、電子情報処理組織を使用した申請等に対する処分通知等を行うときは、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求める場合を除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

- 2 知事は、前項に規定する場合を除き、処分通知等を受けるべき者が電子情報処理組織を使用した処分通知等を受けることを知事の定める方法により申し出たときに限り、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。
- 3 知事は、前2項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等について書面等に記載すべきこととされている事項を、情報通信技術利用条例第4条第1項に規定する知事の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。
- 4 知事は、処分通知等を受けるべき者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になったときから24時間以内に記録しない場合その他知事が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 知事は、情報通信技術利用条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事

項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第6条 知事は、情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る情報を知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって記録する方法により行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第7条 情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって第3条第4項各号に規定する電子証明書のいずれかを当該申請等と併せて送信する措置、第3条第5項に規定する識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力する措置又はこれらに準ずるものとして知事が認める措置とする。

2 情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、知事の定めるものを当該処分通知等と併せて知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置とする。

3 情報通信技術利用条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、知事の定めるものを添付する措置とする。

(その他の手続等)

第8条 知事に係る手続等(情報通信技術利用条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。)に関し、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、第3条から第6条までの規定の例によることができる。

付 則

この規則は、平成16年5月25日から施行する。

付 則(平成17年規則第116号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和2年規則第84号)

この規則は、公布の日から施行する。

○ 海区漁業調整委員会委員の報酬及び費用弁償

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 27 年 12 月 25 日）抜粋

（目的及び適用範囲）

第 1 条 この条例は、次に掲げる特別職に属する職員の給料、報酬及びその他の給与並びに旅費及び費用弁償について定めることを目的とする。

(1) ～ (12) 略

(13) **海区漁業調整委員会**の委員

(14) 内水面漁場管理委員会の委員

(15)・(16) 略

（非常勤特別職の職員の給与）

第 6 条 第 1 条第 6 号のうち非常勤の者及び同条第 8 号から第 16 号までに掲げる非常勤の特別職の職員（以下「非常勤特別職の職員」と総称する。）の報酬は、別表第 3 に掲げる額とする。ただし、必要があると認められるときは、知事は、非常勤特別職の職員のうち報酬が日額をもつて定められている者の報酬について特別の定めをすることができる。

2 非常勤特別職の職員のうち報酬が月額をもつて定められている者（以下この条において「委員等」という。）の報酬は、その職についた日から支給する。

3 委員等が、任期満了、辞職、失職、罷免等によりその職を離れたときはその日の分まで、死亡したときはその日の属する月の分まで報酬を支給する。

4 前 3 項の規定により委員等に報酬を支給する場合であつて、その月の 1 日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。

5 委員等に対する報酬の支給定日は、毎月 10 日とする。ただし、その日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下この項において「休日」という。）又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近く、かつ、日曜日、休日又は土曜日でない日を支給定日とする。

（非常勤特別職の職員の費用弁償）

第 9 条 非常勤特別職の職員が委員会等に出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行（住所又は居所から目的地までの旅行をいう。）について、費用弁償として別表第 3 に掲げる職務の級に相当する一般職の職員の受ける旅費の額と同一の額の旅費を支給する。

（旅費及び費用弁償の支給方法）

第 10 条 知事等及び非常勤特別職の職員の旅費及び費用弁償の路程の計算、支給手続、調整その他の支給方法は、一般職の職員の旅費支給の例によるものとする。

（その他の特別職の職員の給与等）

第 11 条 別表第 1 及び別表第 3 に掲げる職員以外の特別職の職員の報酬及び費用弁償については、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で、別に知事が定める。この場合において、非常勤の者に対する報酬は、特別の事由がない限り、日額とする。

別表第3

職 名		報 酬	相当する職務の級
海区漁業調整 委員会の委員	会 長	日額 20,000円	9 級
	委 員	日額 17,000円	
付属機関の委員その他の構成員		日額 13,000円	7 級

(令和2年4月1日改正)

○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
第5条に規定する職員の補償基礎額

昭和43年8月26日
茨城県告示第980号
(略)
茨城海区漁業調整委員会告示第1号
霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会告示第1号
茨城県内水面漁場管理委員会告示第1号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年茨城県条例第38号)第5条に規定する職員の補償基礎額を次のように定め、昭和42年12月1日から適用する。

区分	職の区分	補償基礎額
1 議会の議員	議会の議員	報酬月額額の30分の1の額とする。
2 執行機関である 委員会の非常勤の 委員及び非常勤の 監査委員	(1) 執行機関である委員会の長	報酬が日額で定められている執行機関である委員会の長の最高額とする。
	(2) (1)に掲げる者以外の執行機関である委員会の委員及び非常勤の監査委員	報酬が日額で定められている執行機関である委員会の委員の最高額とする。
3 2に掲げる者以外の非常勤の特別職の職員	(1) 報酬が日額で定められている職員	その者について定められている報酬の額とする。ただし、その最低額は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令第283号)別表に定める経験年数5年未満の学校薬剤師の補償基礎額、医師にあつては、同表に定める経験年数5年未満の学校医及び学校歯科医の補償基礎額(以下「学校薬剤師等の補償基礎額」という。)とする。
	(2) 報酬が月額で定められている職員	その者について定められている報酬月額を勤務を要する日数で除した額とし、勤務を要する日数が明らかでない者については、その月額を18で除した額とする。ただし、その最低額は、学校薬剤師等の補償基礎額とする。
	(3) 報酬が時間によつて定められている職員	地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第4項第1号の規定の例により計算して得た額とする。ただし、その最低額は、学校薬剤師等の補償基礎額とする。
	(4) 報酬が年額で定められている職員又は報酬が定められていない職員	学校薬剤師等の補償基礎額とする。
4 非常勤の一般職の職員	非常勤の一般職の職員	地方公務員災害補償法第2条の規定の例により計算して得た額とする。

参考 ○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第69条及び第70条第1項の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関し必要な事項等を定め、もつて議会の議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（補償基礎額）

第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。

- （1） 議会の議員 議会の議長が知事と協議して定める額
- （2） 執行機関である委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 知事が定める額
- （3） ～ （5） 略

○ 茨城県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例

〔 令和2年3月27日 〕
〔 茨城県条例第5号 〕

茨城県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を公布する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、知事その他の職員(同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。)の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることについて定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 知事等は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その県に対する損害を賠償する責任を負う額のうち、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する総務省令で定める方法(警察法(昭和29年法律第162号)第56条第1項に規定する地方警務官にあつては、地方自治法施行令第173条第1項第2号に規定する総務省令で定める方法)により算定される額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を超える額については、賠償する責任を免れるものとする。

(1) 知事 6

(2) 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4

(3) 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、**海区漁業調整委員会の委員**、内水面漁場管理委員会の委員、公営企業管理者、病院事業管理者又は警察本部長 2

(4) 前3号に掲げる職員以外の職員 1

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の行為に基づく海区漁業調整委員会の委員の損害賠償責任の一部免責については、なお従前の例による。

○ 茨城県海面利用協議会設置要領

(目的)

第1 海面における漁業と遊漁、ヨット、モーターボート、スキューバダイビング等の海洋性レクリエーションとの紛争の予防及び調整・解決を促進し、海面の円滑な利用を図るため、茨城県海面利用協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(職務)

第2 協議会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 漁業と海洋性レクリエーションとの海面の利用に関する事項について調査、検討を行うこと。
- (2) 海区漁業調整委員会の諮問に応じて、海面における漁業と遊漁との調整に関する事項について調査、検討を行うこと。
- (3) 前号に定める事項のほか、海面における漁業と遊漁との調整に関する事項その他海面における遊漁に関する事項について、海区漁業調整委員会に意見を述べること。

(組織)

第3 協議会は委員 14 人をもって組織する。

2 協議会の委員は、次の各号に定めるところにより茨城県知事が依頼する。

- (1) 茨城県内に住所を有する漁業協同組合員（以下、「漁業関係委員」という。）

4 人

- (2) 原則として茨城県内に住所を有する遊漁関係者（以下、「遊漁関係委員」という。）

4 人

- (3) 原則として茨城県内に住所を有する海洋性レクリエーション関係者であって上記以外の者（以下、「海洋性レク関係委員」という。）

2 人

- (4) 学識経験を有する者（以下、「学識経験委員」という。）

4 人

3 協議会に会長及び副会長をおく。会長及び副会長は委員の中から互選する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、2 年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、その任期が終了しても、後任の委員が就任するまでの間、なおその職務を行う。

(協議会の会議)

第5 協議会は、会長が招集する。ただし、委員の依頼後最初に開かれる会議は、農林水産部長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 協議会の会議の傍聴は、原則としてこれを妨げない。

6 会長は、議事録を作成し、これを縦覧に供しなければならない。

7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代行する。

(部会)

第6 協議会に茨城海区部会及び霞ヶ浦北浦海区部会をおく。

2 部会の構成は、次のとおりとする。

茨 城 海 区 部 会	霞ヶ浦北浦海区部会
漁業関係委員 2 人	漁業関係委員 2 人
遊漁関係委員 2 人	遊漁関係委員 2 人
海洋性レク関係委員 1 人	海洋性レク関係委員 1 人
学識経験委員 2 人	学識経験委員 2 人

3 部会に部会長をおき、部会に属する委員が互選により定める。

(部会の会議)

第7 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、委員の依頼後最初に開かれる会議は、農林水産部長が招集する。

2 部会長は、部会の会議の議長となる。

3 部会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 部会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、部会長の決するところによる。

5 部会の会議の傍聴は、原則としてこれを妨げない。

6 部会長は、議事録を作成し、これを縦覧に供しなければならない。

7 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指定した委員が部会長の職務を代行する。

(庶務)

第8 協議会の庶務は、海区漁業調整委員会事務局が行う。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定めるものとする。

付 則

1 この要領は、平成6年10月1日から施行する。

2 この要領の施行により、初めて依頼された委員の任期は第4第1項の規定にかかわらず、初めて委員に依頼された日から平成8年3月31日までとする。

付 則

この要領は、平成20年11月19日から施行する。

○ 部会の議決事項の取扱いについて

(平成6年12月15日 茨城県海面利用協議会初会議にて議決)

1 部会への付託

茨城海区及び霞ヶ浦北浦海区の漁業実態の特殊性を考慮し、茨城県海面利用協議会の機能充実を図るため、漁業と遊漁との調整に関する事項で茨城海区漁業調整委員会及び霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会から茨城県海面利用協議会に諮問された事項、並びにその他茨城県海面利用協議会の職務に関する事項で茨城海区に属する事項及び霞ヶ浦北浦海区に属する事項については、それぞれ茨城海区部会及び霞ヶ浦北浦海区部会に付託されたものとする。

2 部会の議決事項の取扱い

茨城県海面利用協議会から各部会に付託された事項については、各部会の議決に基づいて茨城県海面利用協議会長が答申するものとする。

なお、部会長は部会の調査、検討の経過及び結果を茨城県海面利用協議会長に報告するものとする。

○ 茨城県海面利用協議会、茨城海区部会及び霞ヶ浦北浦海区部会の事務局について

(平成6年12月15日 茨城県海面利用協議会初会議にて議決)

茨城県海面利用協議会に関する事務分掌は、茨城海区漁業調整委員会事務局、茨城海区部会に関する事務分掌は、茨城海区漁業調整委員会事務局、霞ヶ浦北浦海区部会に関する事務分掌は、霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局がそれぞれ担当する。

項 目		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
霞 ヶ 浦 北 浦 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	開 催	委員会 （初会議）	委員会	（休会）	委員会	（休会）	委員会	（休会）	委員会 ※11月後半	（休会）	委員会	（休会）	（休会）
	諮 問 ・ 答 申		◎漁業許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について（諮問）						◎いさざ・ごろひき網漁業の許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について（諮問）				
	協 議	○会長、会長代理の選出について ○議席の決定について ○令和7年度事業計画について			○うなぎ筒漁業に係る規制について		○いさざ・ごろひき網漁業の許可に関する実態調査結果と今後のスケジュールについて ○うなぎ筒漁業に係る規制について						
	委 員 会 指 示								□うなぎ筒漁業について				
	報 告	●令和7年度漁業調整関係業務について ●令和7年度霞ヶ浦北浦の振興策について	●令和6年度落とし網漁業操業実績について ●ワカサギ・シラウオ漁期前調査に伴う特別採捕許可について ●常陸川水門における通し回遊魚の遡上拡大試験結果について		●令和7年度ワカサギ・シラウオ漁期前調査の結果について ●令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について		●トロール漁の漁模様について		●テナガエビ等の資源状況について ●資源利用協議会の開催結果について ●令和8年度全国海区漁業調整委員会連合会中央要望提案について ●第16期海面利用協議会霞ヶ浦北浦海区部会の結果について		●主要魚種の資源状況について ●令和7年度ワカサギ人工ふ化放流事業に伴う特別採捕許可について ●漁業権に係る資源管理状況等の報告について ●全漁調連東日本ブロック会議の開催結果について		
全国海区 漁業調整 委員会連合会			第61回通常総会 （山口県）		事務局長会議 （秋田県）			東日本ブ ロック会議 （三重県）	事務局職員研修会 （鳥取県）				
茨城県 海面利用 協議会								第16期初会議 霞ヶ浦北浦海区部会					
その他会議									霞ヶ浦北浦地区 資源利用協議会				

◎諮問・答申 □委員会指示 ○協議 ●報告

令和 7 年度 霞ヶ浦北浦の漁業振興策について

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所 振興課



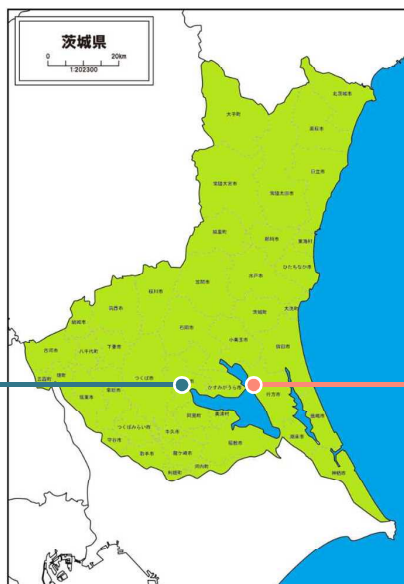
霞ヶ浦北浦に係る水産関係県行政組織



霞ヶ浦北浦水産事務所 (土浦市)

霞ヶ浦北浦の水産に関する

- 漁業調整や取締り
- 経営指導や金融
- 水産物の流通促進



水産試験場内水面支場 (行方市)

- 調査・試験研究
- 資源評価
- 養殖技術開発
- 技術普及や指導

茨城県農林水産部(水戸市)

- 漁政課 水産行政の企画調整等主にソフト面の業務
- 水産振興課 漁港整備等主にハード面の業務・養殖産業創出等の業務



霞ヶ浦北浦の現況



ワカサギ・シラウオ・エビ等豊富な資源に恵まれた湖

近年は主要魚種の不漁が深刻な問題



現在の霞ヶ浦北浦に対する漁業振興策の考え方

前提の考え方

地球温暖化・夏季の高水温等

湖がワカサギにとって厳しい環境に変化

霞ヶ浦北浦の主要水産物は「年魚」

資源量は**毎年の条件が大きく影響**

人為的なコントロール
が困難

条件が整えば
資源回復が見込まれる

漁業振興策の考え方

主要魚種の資源回復を図りつつ、将来的な環境リスクへの備えとして
厳しい環境下でも収益を生み出せる漁業生産構造への転換を進める

温暖化への適応
気候変動の影響を回避



- 今ある資源の有効活用(高付加価値化)
- 高水温に適応できる資源活用(ウナギ等)
- 養殖参入支援等



霞ヶ浦北浦に係る漁業振興策

1 主要魚種の資源回復対策

- 資源維持対策 ワカサギ人工ふ化放流
- 漁場環境の改善 水生植物帯造成・機能保全、未利用魚回収による栄養塩の除去
- 不漁要因に関する研究 主要水産物の生態に影響を及ぼしている要因の評価・解明

2 環境変動に左右されない収益源の創出

- 水産物の付加価値向上 シラウオブランド化、未利用魚の有効活用・食用利用促進
- 天然ウナギ資源の増大対策 シラスウナギの遡上拡大対策、ウナギ放流
- 新たな増養殖魚種の導入 チョウザメ等新たな魚種導入、養殖兼業による漁業経営安定化

3 その他の対策

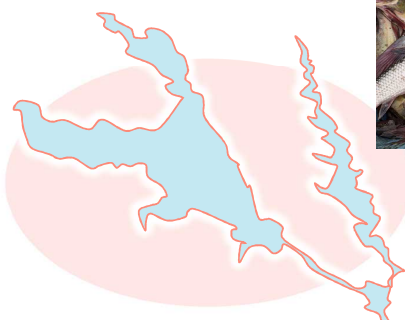
- コイ養殖業振興 性成熟コントロール技術等の開発
- 新規就業者対策 就業希望者の漁業現場での長期研修を支援



水生植物帯造成・機能保全(老朽化対策)



未利用魚回収による栄養塩の除去



N(窒素)

P(リン)

魚の形で除去

シラウオのブランド化



未利用魚の有効活用・食用利用促進



天然ウナギ資源の増大対策



常陸利根川シラスウナギ遡上拡大試験



ウナギ放流チラシ

令和 7 年度霞ヶ浦北浦の漁業振興策

項目	事業名等 (拡)は拡充事業)	予算額 (千円)	内容
1 主要魚種の資源回復対策			
	(1)資源維持対策		
	ワカサギ人工ふ化事業(水産振興協議会予算)	1,600 (うち一部)	霞ヶ浦北浦において漁業者が実施するわかさぎ人工ふ化事業に助成(自然産卵法及び人工授精)
	(2)漁場環境の改善		
	漁場環境保全創造事業費	93,000	水生植物帯造成による湖岸環境の再生(潮来市大賀地先(工事)、行方市宇崎地先(測量・調査・設計)
		20,000	既存の水生植物帯施設の機能保全工事(行方市八幡地先(設計))
	拡)漁業による水質浄化機能促進事業	16,762	未利用魚の回収による湖内からの栄養塩の除去(計画数量：霞ヶ浦289.7トン、北浦57.9トン)。
	前浜の造成(国交省・水資源機構)	—	湖岸域への養浜による前浜の造成
	(3)不漁要因に関する研究		
	霞ヶ浦北浦主要水産物の生態に及ぼす影響解明研究事業費	2,782	霞ヶ浦北浦の主要水産物の生態に影響を与えている要因の評価・解明
2 環境変動に左右されない収益源の創出			
	(1)水産物の付加価値向上対策		
	県産シラス競争力強化対策事業費	—	「暁のしらうお」の生産・PR支援(既存予算にて対応)
	未利用魚有効活用促進事業	4,250	未利用魚の食用利用促進のための集出荷体制構築等
	(2)天然ウナギ資源の増大対策		
	内水面資源動態研究費	2,422 (うち一部)	常陸川水門におけるシラスウナギ遡上拡大調査(閘門の活用、汲み上げ放流の検討)
	拡)水産多面的機能発揮対策事業	13,870 (ウナギ8,280)	霞ヶ浦北浦における魚介類(ウナギ)の放流。その他、北浦では水生植物帯の維持活動を実施
	(3)新たな増養殖魚種の導入対策		
	「いばらきの養殖産業」創出・育成事業	18,000	「養殖や蓄養に取り組むための経費」や「新魚種やICT導入など事業拡大を図るための経費」への補助
		3,400	県産キャビアの市場づくり 「霞ヶ浦キャビア」のプロモーションを実施
	3 その他の対策		
	(1)コイ養殖業の振興		
	増養殖魚種調査検討費	1,018 (うち一部)	養殖コイの性成熟コントロール技術等の開発を目指し、春季以外の抱卵魚の作出を試みる。
	(2)新規就業者対策		
	拡)経営体育成総合支援事業(国の長期研修支援事業)	7,255	就業希望者の漁業現場での長期研修を支援

令和 7 年度 漁業調整関係業務について

霞ヶ浦北浦水産事務所 漁業調整課

1. 漁業制度に関すること

令和 2 年 12 月に改正漁業法が施行されたことを踏まえ、漁業権漁業や知事許可漁業等漁業に関する制度を適切に運用するとともに、漁業の実態及びそれを取り巻く環境変化を把握し、漁業者自身による自主的な漁業管理体制の確立を推進する。

2. 漁業権漁業に関すること

現在、当海区においては、32 件の漁業権が免許されている（表 1）。

改正漁業法の施行に伴い、漁業権者は漁場を適切かつ有効に活用する責務を有する。具体的には、漁業生産力を発展させるための計画の策定及び点検作業並びに資源管理の状況及び漁場の活用状況等の報告が義務付けられたため、地域の実情に沿った適切な助言・指導を行う。

表 1 霞ヶ浦北浦海区における漁業権の状況

漁業の種類	漁業の名称	免許件数	免許期間
第 2 種共同漁業	大型雑魚張網漁業	18 件	R5. 9. 1～R15. 8. 31
	小型雑魚張網漁業		
第 1 種区画漁業	小 割 式 養 殖 業	11 件	R6. 9. 1～R11. 8. 31
	真 珠 養 殖 業	3 件	R5. 9. 1～R15. 8. 31

3. 知事許可漁業に関すること

今年度は、いさざ・ごろひき網漁業（横ひき漁業）について、知事許可漁業の有効期間満了に伴う新たな許可（許可の一斉更新）が予定されている。併せて、有効期間中の新たな許可についても、改正漁業法に基づき、制限措置に関する漁業調整委員会への諮問等を経て、許可の発給を行う。

表 2 知事許可漁業の有効期間（令和 7 年 3 月 31 日現在）

漁業種類	有効期間	許可件数
いさざ・ごろひき網漁業	R3. 3. 1～ <u>R8. 2. 28</u>	64
しらうおさし網漁業	R3. 9. 1～R8. 8. 31	79
雑魚さし網漁業	R4. 1. 1～R8. 12. 31	170
つけ漁業（おだ漁業）	R4. 3. 25～R9. 3. 24	14
つけ漁業（笹浸漁業）	R4. 3. 25～R9. 3. 24	38
つけ漁業（その他のつけ漁業）	R4. 3. 25～R9. 3. 24	12
わかさぎ・しらうおひき網	R4. 7. 21～R9. 7. 20	206
ます網漁業	R4. 7. 28～R9. 7. 27	17

4. 特別採捕許可に関すること

今年度発給が想定される漁業調整規則に基づく主な特別採捕許可は以下のとおり。

- | | |
|-------------------------|---------------|
| (1) ワカサギ漁期前調査（トロール解禁前） | 6月下旬～7月上旬(予定) |
| テナガエビ漁期前調査（エビトロール自主解禁前） | 8月下旬～9月中旬(予定) |
| (2) ワカサギ人工ふ化放流事業（増殖事業） | 1月下旬～2月（予定） |
| (3) ワカサギ禁漁期間中の張網操業試験 | 1月下旬～2月（予定） |
| (4) 帆びき網漁業（伝統漁法の承継及び観光） | 周年（年間特採） |

※ 令和5年12月からうなぎ稚魚（全長13cm以下）が特定水産動植物に指定されたため、霞ヶ浦北浦海区においてうなぎ稚魚を採捕する場合には、適宜、漁業法に基づく特定水産動植物採捕許可の発給を行う。

5. 資源管理型漁業の推進に関すること

令和2年12月に「茨城県資源管理方針」を策定し、令和5年8月には霞ヶ浦北浦地区の主要3魚種である「ワカサギ」、「シラウオ」、「テナガエビ」を同方針の管理対象魚種として追加した。一方、令和6年2～3月には、管内4漁協が平成22年以降取り組んできたトロール部会における操業時間の自主管理に関する取組を基に「資源管理協定」を策定し、漁業法に基づく新たな自主的な資源管理体制を整備した。今年度も漁業者（漁協・漁業者部会）による自主的な資源管理の取組を支援し、漁業者による資源管理型漁業を一層推進する。

6. 漁業秩序維持及び漁業取締に関すること

近年、漁業における資源管理や法令遵守の取組が強く求められており、漁業法改正においても罰則が大幅に強化されている。霞ヶ浦北浦においても、漁業者による自主的な資源管理が進む一方で主要資源の減少が続いており、資源保護の観点からも漁業秩序の維持が求められている。このため、引き続き、採捕禁止期間等の法令遵守について指導・取締を徹底していく。

また、遊漁者についても、釣りルールの周知等を中心に指導を行い、霞ヶ浦北浦における漁業秩序維持に努める。

7. 海面利用の調整に関すること

霞ヶ浦北浦における円滑な海面利用を図るため、漁業者と遊漁者や海洋性レクリエーション関係者との調整を行う。近年増加傾向にある外国人による遊漁等についてもチラシ配布などを通じルールを周知する。

- ・海面利用協議会開催 令和7年10月-11月（予定）
- ・遊漁実態調査等 令和7年7月、11月（予定）
遊漁及び海洋性レクリエーションの実態把握。
令和5年度からは、テナガエビ釣りを重点化。

8. 漁船管理、漁港管理、保護水面管理に関すること

- (1) 登録漁船の検認や各種申請手続の指導等を通じて漁船管理を適切に行い、漁業生産力の合理的発展に資する。
- (2) 漁港の適正な管理指導を行う。
 - ・県管理漁港：麻生
 - ・市町村管理漁港：沖宿、牛渡、手賀、荒宿、五町田、小高、木原、白浜、安中、志戸崎
- (3) 水産資源の保護培養を図るため、保護水面を適切に維持管理する。
 - ・不鮮明な標示の補修、保護水面・禁止区域内における遊漁指導など

9. その他

- (1) 操業時の事故防止に向けた啓発活動の実施
- (2) 船外機の盗難事件等に対する漁協等による周知・啓発活動の支援

10. 令和7年度重点事項

- (1) うなぎ筒漁業の制度化（予定）
 - ・令和6年10月の当委員会において、今後の方向性（公的規制）について協議済み。
 - ・令和7年7月の当委員会において、素案を提示。
 - ・令和7年9月の当委員会において、案を提示。
 - ・令和7年11月の当委員会において、委員会指示を発動。
⇒ 令和8年4月からうなぎ筒漁業を委員会承認漁業化。漁獲実態等を把握可能。
- (2) いさざ・ごろひき網漁業許可に係る検討（予定）
 - ・シラウオ資源保護のため、3月のシラウオ（禁漁期・産卵親魚）の保護徹底を図る必要がある。
 - ・直近2年（令和6～7年）の3月はシラウオの混獲回避のため、関係漁協からの自粛要請に基づき、漁業者は同漁業の操業を全面自粛。
 - ・今年度（令和8年2月）、同漁業の有効期間満了に伴う新たな許可（許可の一斉更新）が予定されており、同漁業の操業期間の取扱い等についても検討を進めていく。
 - ・令和7年9月の当委員会において、方向性を提示。
 - ・令和7年11月の当委員会において、許可の制限措置等（操業期間等）を諮問。
⇒ 令和8年の3月は新たな許可のもと、シラウオの保護徹底を図る。